

所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱

〔 制 定 令和4年3月28日 国不土第102号 〕
〔 改 正 令和6年3月28日 国不土第148号 〕

第1 通則

所有者不明土地等対策事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱（令和4年3月28日付け国不土第102号。以下「制度要綱」という。）並びに第16に規定する関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 所有者不明土地

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49条。以下「所有者不明土地法」という。）第2条第1項に規定する所有者不明土地をいう。

二 管理不全所有者不明土地

所有者不明土地法第38条第1項に規定する管理不全所有者不明土地をいう。

三 管理不全隣接土地

所有者不明土地法第38条第2項に規定する管理不全隣接土地をいう。

四 地域福利増進事業

所有者不明土地法第2条第3項に規定する地域福利増進事業をいう。

五 所有者不明土地対策計画

所有者不明土地法第45条第1項の規定に基づき市町村が作成する所有者不明土地対策計画（以下「対策計画」という。）をいう。

六 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

所有者不明土地法第47条第1項の規定に基づき市町村長が指定する所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）をいう。

七 所有者不明土地等

所有者不明土地及び所有者不明土地の発生の抑制のために、対策計画で対策を講ずべきとされた低未利用土地（土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地をいう。）をいう。

八 所有者不明土地等対策事業

制度要綱第2第四号に定める所有者不明土地等対策事業をいう。

九 施行者

所有者不明土地等対策事業を実施する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び市町村が施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては都道府県（以下「市町村等」という。）並びに市町村等からその経費の一部に対して補助金の交付を受けて所有者不明土地等対策事業を実施する民間事業者等をいう。

十 補助事業者

所有者不明土地等対策事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う市町村等及び国から補助を受ける市町村等をいう。

第3 補助金交付対象事業

補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 次の表の（ロ）欄に掲げる施行者が行う（イ）欄に掲げる事業
- 二 次の表の（ハ）欄に掲げる施行者が行う（イ）欄に掲げる事業に対する市町村等の補助事業

（イ）	（ロ）	（ハ）
所有者不明土地等対策基本事業		
所有者不明土地等の実態把握	市町村等	—
対策計画の作成	市町村	—
対策を講ずべき土地の所有者探索	市町村等	民間事業者等
計画基礎調査	市町村等	民間事業者等
土地の管理不全状態の解消	市町村等	民間事業者等
行政代執行等の円滑化のための法務手続等	市町村等	—
所有者不明土地の取得促進	市町村等	民間事業者等
所有者不明土地等対策関連事業	市町村等	民間事業者等
所有者不明土地等対策モデル事業	市町村等、 民間事業者等	—

第4 補助金の額

補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 所有者不明土地等対策基本事業

市町村等が施行する事業については、次のイからトまでに掲げる費用の合計額の1/2以内とし、民間事業者等が施行する事業については、市町村等の補助に要する費用の1/2以内、かつ、当該補助事業費の1/3以内とする。ただし、施行者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費に充当される費用を除く。

- イ 所有者不明土地等の実態把握

対策計画の作成等に必要、所有者不明土地等の現況を把握するための調査経費、委託費等（ただし、補助限度額は4,000千円/団体とする。）

ロ 対策計画の作成

対策計画の作成に必要な資料収集・整理や分析・検討等に要する費用、委託費等を合計した額

ハ 土地の所有者探索

対策計画に基づき対策を講ずべきとされた土地の所有者探索のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等を合計した額

ニ 計画基礎調査

a 事業コーディネート

対策計画に基づき対策を講ずべきとされた土地に係る利活用又は処分の方針の検討、整備手法及び整備手順の検討、資金計画その他事業計画及び権利調整の概略の検討、地域住民の意向把握、関係機関等との調整に要する費用、委託費等を合計した額

b 土地使用权等取得

地域福利増進事業の準備のための事業計画作成、裁定申請手続、補償金見積書作成等に要する費用、委託費等を合計した額

ホ 土地の管理不全状態の解消

対策計画に基づき、次の a から e までに掲げる管理不全状態（周辺の土地において災害を発生させるおそれのある状態若しくは周辺の地域において環境を著しく悪化させるおそれのある状態又は当該土地の利活用を著しく阻害する状態をいう。）の土地について実施される管理不全状態の解消（通常適当と認められる方法により実施される門、塀等の工作物又は樹木の除去等をいう。）に要する費用

a 地域福利増進事業の予定区域における、当該事業の実施準備として必要な管理不全状態の解消

b 市町村等若しくは推進法人が活用する所有者不明土地又は市町村等若しくは推進法人のコーディネートにより活用されることとなった所有者不明土地において、当該活用の準備として必要な管理不全状態の解消。ただし、市町村等又は推進法人が施行するものに限り、aに係る部分を除く。

c 所有者探索を行った結果、所有者が確知された低未利用土地で、市町村等若しくは推進法人が活用することとなったもの又は市町村等若しくは推進法人のコーディネートにより活用されることとなったものであって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資する用途に10年以上活用されるものの、当該活用の準備として必要な管理不全状態の解消

d 管理不全所有者不明土地及び管理不全隣接土地における管理不全状態の解消であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

(1) 自主的対応が可能な者に対する所有者不明土地法第39条の規定に基づく命令及び同法第42条各項に規定する民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく命令の請求に係る部分に該当しないこと。

(2) 当該土地が、過去に同一の所有者による所有のもとでこの補助金を利用して管

理不全状態の解消を行った土地でないこと。ただし、当該土地の所有者から譲渡（相続・遺贈を除く。）を受けた当該所有者の配偶者等当該所有者と特別な関係である者[※]については同一の所有者とみなす。

e 土地の適正管理に関する条例の規定に基づき実施する土地（所有者が個人であるものに限り。）の管理不全状態の解消であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

(1) 自主的対応が可能な者に対する当該条例に規定する命令に係る部分に該当しないこと。

(2) 当該土地が、過去に同一の所有者による所有のもとでこの補助金を利用して管理不全状態の解消を行った土地でないこと。ただし、当該土地の所有者から譲渡（相続・遺贈を除く。）を受けた当該所有者の配偶者等当該所有者と特別な関係である者[※]については同一の所有者とみなす。

- ※ ① 当該所有者の配偶者及び直系血族
② 当該所有者の親族（①に掲げる者を除く。）で当該個人と生計を一にしている者
③ 当該所有者と事実上婚姻関係にある者及びその者の親族で生計を一にしている者
④ ①から③までに掲げる者及び当該所有者の使用人以外の者で当該所有者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者及びその者の親族でその者と生計を一にしている者
⑤ 当該所有者、当該所有者の①・②に掲げる親族、当該所有者の使用人若しくはその使用人の親族でその使用人と生計を一にしている者又は当該所有者に係る③・④に掲げる者を判定の基礎となる所得税法第2条第1項第八号の二に規定する株主等とした場合に法人税法施行令第4条第2項に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のあることとなる会社その他の法人

へ 行政代執行等の行政措置の円滑化のための法務手続等

所有者不明土地法第40条又は条例の規定に基づく行政代執行及び同法第42条各項に規定する民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく命令の請求等を円滑に実施するための法務手続等に要する費用

ト 所有者不明土地の取得促進

市町村等から委託を受けた推進法人のコーディネートにより所有者不明土地を処分する場合における所有者不明土地の処分に係る法務手続、測量及び調査、権利調整に要する費用、登記費用、委託費等を合計した額

二 所有者不明土地等対策関連事業

市町村等が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の1/2以内とし、民間事業者等が施行する事業については、市町村等の補助に要する費用の1/2以内、かつ、当該補助事業費の1/3以内とする。ただし、施行者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費に充当される費用を除く。

前号の所有者不明土地等対策基本事業の目的を実現するため、これらの事業とあわせて実施することが必要な事業の経費

三 所有者不明土地等対策モデル事業

次のイ及びロに掲げる費用の合計額以内とする。

イ 次のa又はbに掲げる取組のうち先導的なもの

a 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化等を図る取組

b 市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組

ロ イに掲げる事業に要する費用を交付するための事務（附帯事務を含む。）

第5 補助金の交付の申請

- 一 第4第一号及び第二号に掲げる事業については、補助事業者は、補助金交付申請書を、対策計画を作成した市町村等の区域ごとに作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 二 第4第三号に掲げる事業については、補助事業者は、補助金交付申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

第6 経費の配分

- 一 経費の配分は、実態把握調査費、対策計画作成費、対策基本事業費、対策関連事業費、モデル事業費とする。
- 二 国土交通大臣の承認を要しない経費の配分の軽微な変更は、対策基本事業費及び対策関連事業費の相互間における流用で、流用先の各費目経費の3割（当該流用先の経費の3割に相当する金額が3,000千円以下であるときは3,000千円）以内の変更とする。

第7 事業内容の変更

- 一 国土交通大臣の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、次のイ及びロに定めるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないものとする。
 - イ 所有者不明土地等の実態把握における調査範囲の変更のうち、調査の重要な部分に関するもので、調査の程度を著しく変更するもの。
 - ロ 所有者不明土地等の実態把握における調査手法の変更のうち、調査の重要な部分に関するもので、調査の程度を著しく変更するもの。
- 二 補助事業者は、次のイ又はロに定める変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更申請書を第5の補助金交付申請の手續に準じて提出し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
 - イ 軽微な変更以外の事業内容の変更
 - ロ 補助金の額の変更

第8 補助金の経理及び取扱い

- 一 補助事業者は、国の補助金について、当該事業者の歳入歳出予算等における科目別計上金額を明らかにする調書を作成し、所有者不明土地等対策事業の完了後5年間保存しなければならない。
- 二 補助事業者は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）に定められている備品、材料その他の物件を購入した場合は、台帳を作成し、当該物件の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

第9 書類の様式及び提出方法等

- 一 所有者不明土地等対策事業に係る書類の様式は、別に定めるところによる。
- 二 前号に規定する書類の提出は、国土交通大臣に対して提出するものとする。

第10 状況報告

補助事業者は、国土交通大臣の指示があったときは、補助事業の遂行及び支出状況について、速やかに状況報告書により報告しなければならない。

第11 実績の報告等

- 一 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 二 補助事業者は、前号の場合において、やむを得ない事由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第12 補助金の額の決定

国土交通大臣は、第11第一号の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第13 補助金の支払い

- 一 補助金は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 二 補助事業者は、前号の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第14 指導監督

国土交通大臣は所有者不明土地等対策事業の円滑な促進を図るため、補助事業者に対し、必要な指示を行い、報告を求め、必要があると認めるときは実地に検査することができる。

第15 交付決定の取消等

次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通大臣は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合

- 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通大臣の処分に違反した場合

第16 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令(昭和30年政令第255号)
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則(昭和33年建設省令第16号)
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号)
- 四 その他関連通知に定めるもの

附 則(令和4年3月28日 国不土第102号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月28日 国不土第148号)

第1 施行期日

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第2 経過措置

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和4年法律第38号)の公布の日(令和4年5月9日)以前に市町村が作成した、所有者不明土地法以外の法律又は条例に基づく計画で、所有者不明土地法第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されている計画(交付後5年以内に当該計画を変更し、対策計画を兼ねることとしているものに限る。)については、この要綱において対策計画とみなすことができる。